

令和5年4月21日

保護者様

京都市立樫原中学校
校長 土岐 文行

台風等に対する非常措置について

麗春の候、保護者の皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は樫原中学校教育にご理解とご協力を感謝申し上げます。

さて、本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時15分）から始業（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時15分）から始業（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやスクリーン等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

4 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

令和5年4月21日

保護者様

京都市立樫原中学校
校長 土岐 文行

地震に対する非常措置についてのおしらせ

麗春の候、保護者の皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は樫原中学校教育にご理解とご協力を感謝申し上げます。

さて、本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 学校所在の西京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします